

## 実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	7	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標	2	地域福祉の増進を図ること
	II	ホームレスの自立を促進すること
担当部局・課	主管部局・課	社会・援護局地域福祉課
	関係部局・課	

## 1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	ホームレス自立支援センターにおける支援により、ホームレスの自立を促進すること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
○ホームレス自立支援事業					
都道府県又は市区町村が設置するホームレス自立支援センターにおいて、ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康相談・健康診断、生活相談・指導等を行い、就労意欲を助長するとともに、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援する。					
・関連する経費（平成17年度予算額） 13,597百万円（セーフティネット支援対策等事業費補助金）の内数					
(評価指標の考え方)					
ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の数（就労によりセンターを退所した者及び就労を目標として入所したが結果として福祉等の措置によりセンターを退所し、再び路上生活に戻らなかった者の数）は、ホームレスの自立促進の状況を示す指標であり、実績目標を達成するための手段に関連する政策の推進により、当該数値がどのように推移したかを分析し、実績目標の達成度を測定する。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の数（人）	1,004	1,607	3,322	3,588	3,546
(備考)					
評価指標は、各自治体が調査した数値を厚生労働省社会・援護局地域福祉課で取りまとめたもの。					

## 2. 評価

### (1) 現状分析

#### 現状分析

平成15年3月の全国調査によると、ホームレスは、全国で約2万5千人おり、すべての都道府県でその所在が確認されている。また、生活実態については、身体の不調を訴える者が約5割おり、そのうち7割弱が未治療である。自立の希望としては、就職希望者が約5割と最も多い。行政への要望については、仕事関連が3割弱、住居関連が1割弱といった結果になっている。

これらの結果を踏まえると、就業の機会の確保のほか、居住場所の確保、保健・医療等の確保等が課題となっている。

また、平成17年度末に国と各自治体との間で行われた意見交換会によると、自立支援センター退所者が居宅生活に馴染めない等の理由から自立が長続きしないとの意見が散見されることから、自立支援センター退所者のアフターフォローが課題となっている。

### (2) 評価結果

#### 政策手段の有効性の評価

ホームレスとなる原因は、就労が困難であることや社会に適応できないこと等多様であることから、ホームレス自立支援センターにおいて、相談により原因を把握し、個々の実情に応じて職業相談・紹介や生活指導等の援助を行うことにより問題を解決し、自立を支援することが有効である。当該支援の結果、ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の数は、平成17年度に3,546人となり、前年度を若干下回ったものの、一定の水準を維持している。

#### 政策手段の効率性の評価

ホームレス自立支援センターについては、各自治体が必要な量の施設を整備することが可能となっており、地域の実情を踏まえた効率的な事業の推進が図られている。

#### 総合的な評価

ホームレス自立支援センターの整備が進み、個々の実情に応じて職業相談・紹介や生活指導等の援助が行われた結果、ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の数が一定の水準を維持していることから、「ホームレスの自立を促進すること」という施策目標の達成に向けて進展があった。

しかしながら、ホームレスの数については、平成15年3月の全国調査により約2万5千人が確認されたところであり、その後、各自治体が独自に行った調査でも、全体として減少傾向にあると考えられるものの、依然として多数のホームレスが存在していることから、自立支援のための施策を更に推進していく必要がある。

#### 評価結果分類

- 1 目標を達成した
- ② 達成に向けて進展があった

#### 分析分類

- 1 分析が的確に行われている
- ② 分析がおおむね的確に行われている

### 3. 特記事項

#### ①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

#### ②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

#### ③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

#### ④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

- ・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の運用に関する件の付帯決議」（平成14年7月17日衆議院厚生労働委員会）

政府及び地方公共団体は、我が国においてホームレスの急増が、看過できない極めて大きな問題となっている現状を踏まえ、ホームレスを含め社会的に排除された人々の市民権を回復し再び社会に参入することができるようにすることは、憲法第11条及び第25条の精神を体现するために必要不可欠な施策であることに深く留意し、本法の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 ホームレスの自立の支援に際しては、自立に至る経路や自立のあり方について、可能な限り個々のホームレスに配慮した多様な形が認められるよう努めること。
- 2 ホームレスに対する職業能力開発に当たっては、ホームレスの実情に応じた内容となることに深く留意するとともに、ホームレスの自立につながる安定就労の場の確保に努めること。
- 3 ホームレスに対する住宅支援策の実施にあたっては、その実効性を高めるため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅・民間住宅を通じた可能な限り多様な施策の展開を図ること。
- 4 ホームレスが入居する施設においては、入居者本人の人権尊重と尊厳の確保に万全を尽くすこと。
- 5 第11条規定の通り、法令の規定に基づき、公共の用に供する施設の管理者が当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとる場合においては、人権に関する国際約束の趣旨に十分に配慮すること。
- 6 本法による自立支援策と生活保護法の運用との密接な連携に配慮し、不当に生活保護が不適用とされることのないよう、適正な運用に努めること。
- 7 第14条に規定する全国調査を早期に完了し、遅滞なく事業を実施すること。
- 8 本法を施行する中で実情との不整合等が生じたとき等においては、速やかに見直すこと。
- 9 「実施計画」を策定しない都道府県及び市町村の区域においても、ホームレスの自立支援及び余儀なくホームレスとなることの防止の諸施策の実施に可能な限り努めること。

#### ⑤会計検査院による指摘

なし。